

社会福祉法人愛和会

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛和会（以下「本法人」という。）の定款第八条及び二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条の規定に基づき置かれるものをいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。また、定款第八条に定めるとおり、評議員は無報酬とする。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与
- (2) 監事 別表1に定めるとおり。ただし、報酬の上限は年間10万円とする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬月額、愛和会俸給表のとおりとし、各理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月10日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、前日の平日）
 - (2) 賞与 毎年7月及び12月。ただし、人事考課による。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 役員等が理事会及び評議委員会へ出席、又は出張する場合等は、別表 2 に定める基準に基づいて、都度現金にて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の出勤日数を基礎として日割で計算する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議委員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日に一部を改訂し、同日より実施する。

別表 1(監事の報酬)

	日 額
監事監査、法人監査等立ち合い	10,000円

別表 2(非常勤役員の旅費)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務の為の出勤	5,000円

(2) 監事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務の為の出勤	5,000円

(3) 評議委員

	日 額
評議委員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務の為の出勤	5,000円